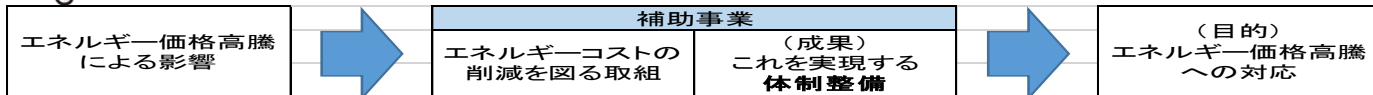


飲食・商業・サービス業等

エネルギーコスト削減対策支援事業



■対象者:補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件を全て満たす中小企業者等とする。

(1) 飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者であること ※複数業態で事業を営んでいる場合は、売上割合が全体で最も大きい業態が、主たる業種になります。
(2) エネルギー価格高騰の影響を受けていること 受けた影響についての根拠書類の提出は不要ですが、補助事業申請書の中で示してください。 ※ガソリン価格が■%高騰するも、売上価格に転嫁できず原価率が■%悪化した。
(3) みなし大企業でないこと
(4) 島根県税の滞納がないこと。
(5) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

■対象内容

エネルギーコスト(光熱費等)を削減するための、省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機械等の導入であること!!

『冷蔵庫・冷凍庫・空調設備・乾燥機・LED照明機器(ユニット)・重機・黒ナンバー・緑ナンバー・ダンプカーなど』

補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
省エネルギー・省電力に資する設備更新費、機械導入費	補助対象経費の1/2以内 ※新型コロナ関連融資を利用している場合2/3以内 【補助上限額】200万円 【補助下限額】20万円	交付決定日から 令和6年2月28日

公 募 期 間			
令和5年1月31日(火) ~ 9月30日(土)			
1次締切	3月31日(金)	2次締切	5月31日(水)
3次締切	7月31日(月)	4次締切	9月30日(土)

■様式: 島根県商工会連合会HPをご覧ください。

必ず商工会を通じて申請して下さい

《申請方法》 「計画承認申請書」を作成下さい。(策定には一定期間必要)

《問い合わせ先》 銀の道商工会
(TEL) 0855-65-1110

銀の道商工会仁摩支援センター
(TEL) 0854-88-2513